

大分県宿泊税 Q & A

資料3

	項目	質問	回答
1	課税客体	ビジネス利用など、観光目的ではない宿泊も課税対象ですか。	宿泊施設の宿泊者は、その宿泊の目的に関わらず、行政サービスを一定程度享受していることから、観光目的ではない宿泊であっても宿泊税の課税対象となります。
2	課税客体	ウィークリーマンションでの滞在は課税対象ですか。	いわゆるウィークリーマンションなど短期賃貸住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法の宿泊に当たらない場合は、課税対象とはなりません。ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合は、課税対象となります。
3	課税客体	実際の宿泊を伴わない利用行為(いわゆるホールドルム、キープルームなど)の場合は課税対象ですか。	当該施設が旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設の場合は、実際に宿泊行為があった際に課税対象となります。
4	課税客体	連泊の場合は、宿泊数に応じて課税されるのですか。	宿泊税は、宿泊数に応じて課税されますので、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
5	課税客体	客室を日帰りで利用する場合、いわゆるデユースは課税対象ですか。	日中の利用のみであれば、宿泊税の課税対象外となります。
6	課税客体	添い寝の幼児や子どもは宿泊税の課税対象ですか。	幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されていれば課税対象となりますが、例えば、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は、課税対象となりません。
7	宿泊料金	割引を利用する場合の取扱いを教えてください。	宿泊施設自らが宿泊者に対して通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金となります。 なお、第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と第三者からの支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。
8	宿泊料金	宿泊料金は素泊まり料金を基準とのことですが、1泊2食付きのセット料金設定となっている場合は、素泊まり料金をどのように設定すればいいですか。	セット料金の内訳等については、原則として宿泊施設において適宜料金設定をしてください。 なお、どうしても食事代を控除できない場合は、簡易な計算方法を検討中です。
9	宿泊料金	税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	消費税、入湯税等の税が宿泊料金に含まれている場合は、これらの税相当額分を控除した金額を宿泊料金とします。
10	領収書	領収書へ宿泊税を表記する際、入湯税と一括して表記することは可能ですか。 (「宿泊入湯税350円」など)	領収書への宿泊税、入湯税を別々に表記する趣旨は、まったく別の税目をそれぞれの支払ったということを証明することであり、一括して表記した場合、その趣旨が失われ、納税者への不利益につながる恐れがあるため、一括表記できないと考えます。